徳島県告示第三百六十号

十二号)第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、 公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十 二号)第十二条の規定により次のとおり公示する。 徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成八年徳島県規則第二 地方

令和四年六月三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

契約に係る特定役務の名称及び数量

徳島県庁総合サービスネットワーク等運用管理業務 一式

契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

徳島市万代町一丁目一番地 徳島県経営戦略部スマー ト県庁推進課

 \equiv 契約の相手方を決定した日

令和四年四月一日

四

契約の相手方の氏名及び住所

大阪市都島区東野田町四丁目一五番八二号

西日本電信電話株式会社

五 契約金額

六千六百八十二万五千円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第